

事業者ヒアリング①開催

第146回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年9月6日（水）9：00～12：00

次期介護報酬改定の検討の一環として介護給付費分科会で事業者ヒアリングが行われました。高齢者住宅、有料老人ホーム、リハビリテーション関係など13団体の代表者らが参加しました。利用回数制限を設けることで、集合住宅減算の強化は見送って欲しい、通所介護にリハビリテーション専門職を配置した場合の評価をしてほしいなどの意見が出されました。

1. 「今改定においては不適正モデルを廃絶することを目的とし、適正な事業者までが経営困難に陥らない改定を検討していただきたい」

一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会は、住宅型有老・サ高住における訪問介護・通所介護等の不適正（過剰）サービス提供モデルが存在しているとの批判（※大阪府調査等にも起因）に対して、

- ①一部軽度者に対する不適切なケアマネジメントが問題
- ②集合住宅の軽度者においては、特段の事情がない限り、毎日のデイサービス利用や、毎日のような訪問介護の生活援助の必要性は考えにくい。

とした上で
通所介護と訪問介護（生活援助）は週利用回数の上限設定することを提案した。

今改定の重点の一つである集合住宅への減算について「減算を高める抑制策は、適正な事業者から経営困難に陥る」と訴えた。

2. 「通所介護事業所において理学療法士等を配置し、「自立支援の機能を強化」する目的の取組みを実施した場合介護報酬上の評価をしていただきたい」

リハビリテーション専門職3団体（日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本語聴覚士協会）から、提案があり、

- ①リハビリテーション特化型を標榜している通所介護事業所は約15%あるが、実際に理学療法士等を配置している事業所は3%程度である。
- ②理学療法士等が配置されていない事業所は、リハビリテーション特化型を標榜していても、日常生活自立度の改善は低い。

下記を実施した場合に介護報酬上で評価してほしいと提案した。

- ①個別に機能訓練を実施すること
- ②主治医と連携し、自立支援マネジメントを実施すること
- ③短期間集中的に個別機能訓練を実施すること
- ④利用者の社会参加等を支援すること
- ⑤通所介護費における要介護認定に改善がみられた場合

3. 外国人の技能実習生は、6ヶ月の勤務後は、人員基準上の介護職員として扱われる方向性が厚労省から示された。

日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

資料等は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176647.html>